二　放射線及び画像診断機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
三　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

○厚生労働省告示第二百四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である財団法人日本品質保証機構について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AH	財団法人日本品質保証機構	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 三　医用電気機器 四　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 五　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 六　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 七　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器 八　補聴器 九　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 四　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 五　医用電気機器 六　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 七　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 八　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 九　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）	平成二十二年四月一日

十　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十一　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十二　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十三　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十四　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
十五　補聴器
十六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十七　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市佐喜浜町字冨家ノ鼻五三四〇の一、安芸市赤野字千束南甲三〇九九の二、安芸郡馬路村馬路字裏瀬三五七の一八から三五七の二二まで、三五七の二四、三五七の二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字冨家ノ鼻五三四〇の一・字千束南甲三〇九九の二・字裏瀬三五七の一八から三五七の二〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市吉良川町字釣ノ口乙二三四の一、乙四七九一、乙四七九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備